

調査の概要

調査の概要

〈調査方法〉

本調査は、厚生労働省の要請に基づき、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカの4カ国を対象に、諸外国の最低賃金制度に関する運用とその実態を調べたものである。主に最低賃金制度への政労使の関与の在り方、周知・広報や履行確保の体制について、文献調査や現地調査を通じて取りまとめた。

〈調査項目〉

調査項目は、以下の通りである（各国の状況に応じて若干の違いはある）。

第1節 最低賃金制度

1. 最低賃金制度について（政労使の関与方法）
2. 最低賃金に関する労使学識等の主張等

第2節 最低賃金制度の運用方法

1. 最低賃金制度の運用を管轄している機関・組織（周知・履行確保等）
2. 具体的な周知・履行確保手段
3. 最低賃金額の認知度と把握の方法
4. 履行状況と把握の方法
5. 最低賃金違反に関する取締機関と取締状況

〈調査概要〉

最低賃金制度は、労働者にとって非常に重要なセーフティネットである。日本の最低賃金額は、労働者・使用者・公益代表の三者構成による中央最低賃金審議会及び各地域にある地方最低賃金審議会の答申を踏まえて、都道府県労働局長が毎年改定する。最低賃金違反の疑い等がある場合、労働基準監督官が、事業場（工場や事務所など）に立ち入り、事業主に対して改善命令等を文書で行い、その是正を指導する。それでも法令違反が是正されなかったり、法令違反の内容が重大または悪質な場合、労働基準監督官は、特別司法警察職員（司法警察員）として犯罪捜査と被疑者の逮捕、送検を行う権限を行使する。日本では近年、最低賃金違反、残業代の未払い、長時間労働などが常態化した企業が問題となっている。最低賃金の遵守に当たっては、最低賃金額や制度に関する広報や違反の取締りが非常に重要である。

そのため本調査では、諸外国の最低賃金制度及び同制度の効果的な周知・広報について調査をするとともに、最低賃金の履行確保や違反時の取締り体制や実態について現地の関係者に聞き取りを行い、今後の日本における立法政策の参考に資することを目的とした。

調査の結果、いずれの国においても、搾取や賃金ダンピングから労働者を守るために法定最低賃金が導入されており、政労使が何らかの形でその決定、改定に関与をしていた。また、その周知、履行確保については、各国とも体制の違いはあるものの、最低賃金の実施に必須のものとして取り組んでいることが明らかになった。

【資料】最低賃金制度の運用（周知・履行確保）に関する比較表（英独仏米）

| | イギリス | ドイツ | フランス | アメリカ |
|--------------------|--|---|--|--|
| 最低賃金額 | 時給7.20ユーロ (2016年4月1日～) | 時給8.84ユーロ (2017年1月1日～) | 時給9.76ユーロ (2017年1月1日～) | 時給7.25ドル (2009年7月24日～) ほかに州別、市・郡別最賃 |
| 根拠法 | 1998年全国最低賃金法 | 最低賃金法 (MiLoG) | 労働法典 L3231-1以下 | 1966年公正労働基準法 (FLSA) |
| 制度概要 (政労使の関与方法) | 委員長及び公労使の委員8名、計9名からなる「低賃金委員会」が、大臣の諮問を受けて改定額案を提示、これを受けて大臣が決定する。 | 1名の議長、6名の議決権を有する常任委員（労使各3名）、2名の議決権を有しない学識委員（諮問委員）で構成される「最低賃金委員会」で改定額を決議、これを受けて連邦労働社会相が決定する。 | 引上げを決定する際に、政府代表4名、労使代表各18名の三者による団体交渉全国委員会に対する諮問が義務づけられている。 | 連邦最賃は連邦議会の採決による連邦法改正。州別最賃は州議会の採決による州法改正、もしくは州民投票。市・郡別最賃は市・郡議会の採決による条例制定、もしくは改正による。労使の関与なし。 |
| 労使学識等の主張等 | 労使学識ともに、「最低賃金制度」について異義はない。時給額の水準については、様々な意見がある。 | 労使学識ともに「最低賃金制度」への異義はない。時給額については「適正」、「低すぎる」など異なる主張がある。 | 労使学識等には現行制度に対して、基本的に問題点を指摘する見方はない。 | 労は最低賃金引き上げ、使のうち大企業は現状維持、中小企業は引き上げ支持。学識は立場による。 |
| 最低賃金の周知を管轄している組織 | ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) | 連邦労働社会省 (BMAS) | 労働・雇用・職業教育・労使対話省 | 連邦労働省、賃金・時間局。州、市・郡は担当部局。 |
| 履行確保を管轄している組織 | ビジネス・エネルギー・産業戦略省 | 閻労働税務監督局(FKS)のほか、年金運営機関、公共調達当局、労働安全衛生担当局、営業監督官、雇用エージェンシー、社会保障給付関連機関等。 | 労働・雇用・職業教育・労使対話省労働総局、地方圏の組織、企業・競争・消費・労働・雇用局 (DIRECCTE)。 | 連邦労働省。 州は州労働省、市・郡は担当部局。 |
| 具体的な周知・履行確保手段 | 周知方法：テレビCM、インターネット、セミナー、ヘルプラインなど。 履行確保手段：ヘルプライン等への通報に基づく立ち入り調査など。 | 周知方法：テレビCM、インターネット、講演会、座談会、ホットライン、冊子等。 履行確保手段：閻労働税務監督局(FKS)による立ち入り調査等。 | インターネット、全国紙（日刊新聞）での掲載など。 | 各種メディアを活用。 労働者からの苦情受付と産業・地域を特定した「戦略的執行」を実施。地域労働権利擁護組織との連携も活用。 |
| 最低賃金の認知度と把握方法 | BEISが不定期に調査を実施。 | 特に実施していないが、BMASのホットラインに寄せられる相談件数と相談内容で適時判断。 | 実施していない。 | — |
| 履行状況と把握方法 | 賃金統計の分析のほか、BEISが不定期に調査を実施。 | 専門分野E（①防止・審査・捜査、②組織的不法就労）と、専門分野F（処罰）に分かれて取締り業務を遂行。主な把握方法は、年間の取締り実績数値。 | 同上 | 連邦労働省は「戦略的執行」のもと、賃金・時間局が履行状況を把握。州、市・郡もそれぞれに把握。省庁間、部局間の情報共有体制を活用。 |
| 最低賃金違反に関する取締り機関 | 歳入関税庁 (HMRC) | 閻労働税務監督局 (FKS) | 地方圏の組織、企業・競争・消費・労働・雇用局 (DIRECCTE) | 連邦労働省、賃金・時間局、内国歳入庁。 州、市・郡は担当部局他。 |
| 取締状況 | 2015年の年間取締り実績は以下の通り：調査完了件数（2,667件）、未払金額（1,030万ポンド）、対象労働者数（58,080人）、罰金額168万ポンド | 2015年の年間取締り実績は以下の通り：就労者への聞き取り調査（36万人）、使用者の審査（4万3,000件）、捜査手続き（完了件数）（10万4,000件）、過料手続き（完了件数）（4万7,000件）、損害額（8億1,800万ユーロ）、過料（4,300万ユーロ）、罰金（2,900万ユーロ）、自由刑（年数）（1,800年）。 | DIRECCTEによる監督行政によって、2014年に年間61万2,207件の法令違反を確認。そのうち法定最低賃金 (SMIC) に関する法令違反は445件、監督件数全体に占める割合では0.07%。 | 連邦最低賃金については最低賃金違反と残業代未払いが2016年度でそれぞれ10,722件と10,884件。回収金額は、最低賃金違反が34,964,350ドル、残業代未払いが171,917,225ドル。このほか、州、市・郡でもそれぞれ違反、回収がある。 |
| 罰則規定 | 違反が発見された場合、即座に最高で未払賃金額の2倍の罰金が科される（労働者1人当たり2万ポンドが上限）。違反者は、氏名が公表される場合があるほか、悪質な事業主については、関連事業への従事が一定期間禁止される。 | 最低賃金違反に関して、是正勧告のみの場合もあるが、悪質な場合は書類送検し、罰則が適用される。労働時間の記録違反など軽度なものには上限3万ユーロ、意図的な違反など重度のものには上限50万ユーロの罰金が科される（最低賃金法21条）。また、違反事業者は公共委託からの排除される（最低賃金法19条）。 | 最低賃金違反の雇用主に對して、該当する従業員1人当たり1,500ユーロの罰金が科される可能性がある（労働法典R3233-1条）。1年以内の再犯の場合は、罰金額が増額される（刑法典Code pénalの132-11条及び132-15条）。 | 最低賃金違反を行った使用者には罰金（1万ドル以下）、懲役刑（6カ月以下）、事業停止などの措置。未払い賃金には、被用者及び労働長官による損害賠償訴訟により、未払い賃金と同額の付加賠償金が課せられる。（FLSA16条） |

出所：第1章～4章

